

令和2年度 年度末退職を予定されている方を対象とした説明会について

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年開催していた退職説明会は中止となりました。定年退職予定者には、冊子「退職後の福利厚生と退職手当」を令和3年1月中旬に所属所に送付する予定です。概要は次のとおりですが、詳しい手続については、冊子で御確認ください。

また、冊子の説明内容を、令和3年1月末頃に公立学校共済組合広島支部ホームページの組合員専用ページに掲載する予定ですのであわせて御覧ください。

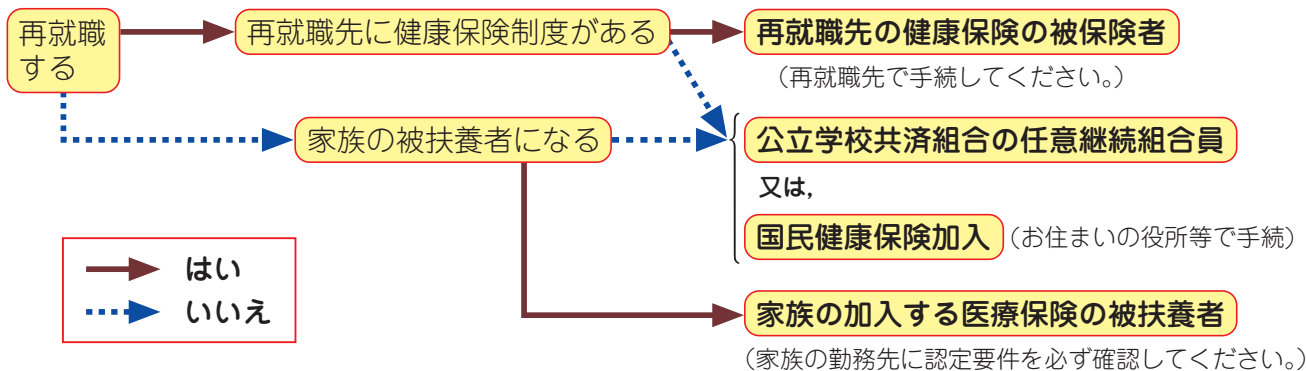
こんなときどうする？ 退職するとき(短期給付編)

短期給付係
(082)513-4957

Q 退職した後、医療保険はどうなりますか？

A 退職すると、自動的に組合員資格を喪失するため、現在お使いの組合員証及び被扶養者証は使用できません(再任用フルタイムとして再び公立学校共済組合の組合員の資格を取得する場合でも、再度の手続のうえ、新しい組合員証及び被扶養者証が交付されます。)

退職後は、必ず次の4つの保険制度のいずれかに加入することになります。下図を参考に手続を行ってください。



Q 任意継続組合員とはどんな制度ですか？

A 任意継続組合員は、退職後最長2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受け、一部の福祉事業を利用することができる制度です。

●加入資格

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった方

●加入手続

退職の日から20日以内に任意継続組合員申出書を提出してください。

なお、任意継続組合員申出書は2枚複写の用紙となっています。必要な場合は、当共済組合に御連絡ください。(定年退職予定者については、冊子に同封します。)

●被扶養者の扱い

現職時被扶養者として認定されていた方は、引き続き認定できます。

ただし、子が被扶養者の場合、退職後に配偶者の収入のほうが多くなる場合は、継続認定できません。

注意！ 任意継続組合員に加入後、別の健康保険に加入する場合や、家族が加入する医療保険の被扶養者になる場合は、資格喪失の申出が必要です。